

短期入所療養介護
介護予防短期入所療養介護 利用約款

介護老人保健施設 康楽苑

介護老人保健施設短期入所療養介護 利用約款 (介護予防短期入所療養介護)

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設康楽苑（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「保護者」という。）並びに連帯保証人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、保護者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款及び別紙1、別紙2の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び保護者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び保護者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び保護者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供が困難と判断された場合
- ④ 利用者及び保護者が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者又はその家族が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗・暴行・暴言・誹謗中傷・各種ハラスメント行為等、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び保護者並びに連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、利用者及び保護者若しくは連帯保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び保護者並びに連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。

なお、連帯保証人は利用者及び保護者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額20万円の範囲内で、利用者及び保護者と連帯して支払う責任を負います。

3 当施設は、利用者又は保護者若しくは連帯保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び保護者若しくは連帯保証人に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録については、5年間保管します。）

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、保護者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、医師が保護者に説明を同意を得た上で、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は保護者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、利用者の主治医又は協力医療機関、協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保護者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(サービスの質の確保)

- 第10条 当施設の提供するサービスの質を向上、確保するため検証、助言・指導、決定をする委員会を施設内に設けております。
- 2 第三者評価は実施しておりません。

(事故発生時の対応)

- 第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は保護者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

- 第12条 利用者及び保護者は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第13条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保護者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

- 第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保護者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

重要事項説明書

短期入所療養介護
介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 155 条、125 条に基づいて、当事業者が説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者の名称	社会医療法人 智徳会
主たる事務所の所在地	岩手県盛岡市手代森 9-70-1
法人種別	医療法人
代表者の氏名	智田 文徳
電話番号	019-696-2567

2. ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設 康楽苑
施設の所在地	岩手県盛岡市手代森 9-64-2
県知事認可番号	0350180048
施設長氏名	松田 壯正
電話番号	019-696-5811
F A X 番号	019-696-5521

3. 事業の目的と運営方針

施設の目的	居宅介護サービス計画(介護予防サービス計画)に基づき、当施設に一定期間入所していただき、医学的管理の下における看護、介護及び機能訓練、その他必要な日常生活上のお世話をさせていただくことで、利用者の生活の質の向上並びにご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
運営の方針	康楽苑は、利用者及びご家族の立場にたち、個々のニーズにきめこまやかな対応を心掛け、安心して療養できる環境を提供すると共に、高齢者介護のプロとしてより良いケアを提供できるよう努めます。

4. 施設の概要

「介護老人保健施設康楽苑」

敷 地		5,024.24 m ²
建 物	構造	鉄筋コンクリート造 一部4階建
	延床面積	3,399.69 m ²
	利用定員	94名

居 室

居室の種類	室 数	面 積	一人当たり面積
1人部屋	6	65.3 m ²	10.8 m ²
4人部屋	22	740.0 m ²	8.4 m ²

5. 職員体制

職 種	常 勤	非常勤	夜間(再掲)	業務内容
施設長(管理者)	1(兼務)			施設管理
医師	1(兼務)			診療・治療・健康管理
看護職員	10以上(兼務)		1(兼務)	看護及び介護
介護職員	23以上(兼務)		3(兼務)	介護全般
薬剤師	1(兼務)			調剤・薬剤管理
理学・作業療法士	2以上(兼務)			機能訓練全般
介護支援専門員	1以上(兼務)			ケアプラン作成
支援相談員	3(兼務)			相談業務全般
管理栄養士	1(兼務)			献立・栄養価計算
事務職員	必要数			一般庶務
運転、その他	必要数		1	運転・営繕
調理師等(委託)	必要数			食事提供

6. 営業日及びご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご利用の予約は、担当ケアマネジャーを通じ、当苑相談員に申し込み願います。

7. 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)サービスの概要と利用料

(1) 介護保険給付によるサービス (負担割合に応じて自己負担額が変わります。)

サービスの種別	内 容	自己負担額 ※表示の額は負担割合が 1割の方の場合です。		
医療・看護	利用者の病状に合わせた医療・看護を提供します。 ただし、当苑でおこなえない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合は当苑をご利用できなくなります。	介護		
		多床室 (1日)	介護度	個室 (1日)
		¥902	1	¥819
		¥979	2	¥893
機能訓練	理学療法士・作業療法士による機能訓練を利用者の状況に合わせて行います。	¥1,044	3	¥958
		¥1,102	4	¥1,017
		¥1,161	5	¥1,074
入 浴	(入浴日) 一般棟： 月・火・水・金曜日 認知症専門棟：火・木・土曜日 ※ ただし、上記入浴日のうち週2回の入浴となります。また、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。	予防		
		多床室 (1日)	要支援	個室 (1日)
		¥ 672	1	¥ 632
介護相談	利用者とその家族からのご相談に応じます。	¥ 834	2	¥ 778
		※療養上必要と認め、個室を利用した場合は多床室の料金となります。		
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日)	(Ⅰ) 3時間以上4時間未満 (Ⅱ) 4時間以上6時間未満 (Ⅲ) 6時間以上8時間未満	介護	(Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ)	¥ 664 ¥ 927 ¥ 1,296
重度療養管理加算	要介護4又は5の方で医学的管理のもと短期入所療養介護を行った場合	介護		¥ 120/日
食費関連加算	療養食加算 (糖尿病食・腎臓病食等)	介護・予防		¥ 8/食
夜勤職員配置加算	夜勤時間帯の手厚い人員体制に加算	介護・予防		¥ 24/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	在宅強化型老健施設で在宅復帰率及び入所平均在所日数の基準をクリアした場合	介護・予防		¥51/日

個別リハビリテーション実施加算	リハビリ専門職員によって個別にリハビリを実施した場合	介護・予防 ¥ 240/回
認知症ケア加算	認知症専門棟に入所した方	介護 ¥ 76/日
認知症専門ケア加算	(Ⅰ) 認知症介護の専門研修を終了している者を基準以上配置している場合 (Ⅱ) (Ⅰ)に加え指導者の研修を終了している者を配置して指導している場合	介護・予防 (Ⅰ) ¥ 3/日 (Ⅱ) ¥ 4/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症による行動や心理状態から緊急に入所が必要となった場合 7 日間を限度に加算	介護・予防 ¥ 200/日
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者を受入れた場合 (認知症行動・心理症状緊急対応加算との重複はなし)	介護・予防 ¥ 120/日
短期入所送迎加算	利用者を自宅まで送迎した場合	介護・予防 ¥ 184/片道
緊急短期入所受入加算	介護支援専門員が必要があると認めたサービス計画外の短期入所 (原則受入から 7 日間)	介護 ¥ 90/日
緊急時施設療養費加算	緊急な治療(投薬・検査・注射・処置)をおこなった場合	介護・予防 ¥ 518/日
総合医学管理加算	治療管理を目的とし、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所をした場合 (10 日を限度)	介護・予防 ¥ 275/日
口腔連携強化加算	歯科衛生士等による評価内容を情報提供した場合	介護・予防 ¥ 50/月
生産性向上推進体制加算 (利用者の安全とサービスの質の確保、職員の負担軽減を図る)	(Ⅰ) 安全対策のための見守り機器等を複数導入し業務改善の取り組みを行った場合 (Ⅱ) 安全対策のため見守り機器等を 1 種以上導入し業務改善の取り組みを行った場合	介護・予防 (Ⅰ) ¥ 100/月 (Ⅱ) ¥ 10/月
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (介護職員のうち 80%以上が介護福祉士の場合)	介護・予防 ¥ 22/日
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) ロ	国が定める基準に合致している場合	上記で算定された介護保険自己負担合計額の 9.7%分

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容	自己負担額
食 事	食事時間 朝食 7時30分～ 昼食 12時00分～ 夕食 18時00分～ 食べられない物やアレルギーがある方は事前にご相談ください。	朝食 ￥530 昼食 (おやつ代含) ￥690 夕食 ￥630 利用者負担段階別負担限度額 第1段階 ￥300/日 第2段階 ￥600/日 第3段階① ￥1,030/日 第3段階② ￥1,360/日
滞在費	多床室 (光熱水費として)	￥437/日 利用者負担段階別負担限度額 第1段階 ￥0/日 第2段階 } 第3段階①② } ￥430/日
	個室 (室料・水光熱費として) ※療養上必要と認め個室を利用した場合は多床室の料金になります。	￥1,728/日 利用者負担段階別負担限度額 第1段階 ￥550/日 第2段階 ￥550/日 第3段階① ￥1,370/日 第3段階② ￥1,470/日
理容・美容代	毎週1回地域の床屋が来苑して、希望者の散髪を行います。	￥1,300～￥7,600/回
洗濯代	当苑と契約している、クリーニング業者に、衣類の洗濯を依頼できます。(ただしドライクリーニングは別料金)	¥605 /kg (ドライクリーニング 1点 390円)
レクリエーション 及び行事費用	当苑ではレクリエーション行事として、ぶどう狩りや温泉等へのバスハイク、ちょっとした買い物や外食など外に出る機会を多く設けています。参加されるか否かは任意です。	¥500～¥2,500位 (実費)
苑内喫茶代	月に1度、ボランティアの協力により苑内喫茶を開いております。ご利用は任意です。	飲物とケーキ又は和菓子のセットで ¥200/回
嗜好飲料 提供サービス	個人的にコーヒー等を飲みたい場合 (カップホルダーを初回に購入いただきます)	1回提供につき ￥30 カップホルダー 1個 ￥100
電気器具持込料	個人のテレビや電気毛布などを苑内でご使用になる場合 (種類・台数問わず)	¥55 日

文書料（各種証明書・診断書等）	診断書や証明書を発行する場合	¥ 550～¥ 11,000
作業療法等材料代	個人的な趣味活動等にかかる材料代	¥100～¥5,000 位（実費）

(3) その他サービス（他事業者提供）

サービスの種別	内 容	負 担 額
入所時必需品 レンタルサービス	入所の際に必要な衣類・タオル類・日用品を定額制のレンタルでご利用いただけます。 （他事業者との契約になります。）	レンタルサービス業者の『ご案内』を参照ください。

8. 利用料金の支払い方法

(1) 当苑窓口へ持参して支払い	原則月曜日から土曜日、午前 8 時 30～午後 5 時の間
(2) 銀行振込による支払い	当苑指定口座へ振込（銀行所定振込手数料自己負担）
(3) 口座振替特約による支払い	取引の銀行預金（郵便貯金）から自動口座振替 （集金代行会社振替手数料自己負担）

9. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の併設、協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、ご指定の緊急連絡先に連絡いたします。		
併設医療機関	医療機関の名称	未来の風せいわ病院
	所在地	盛岡市手代森 9-70-1
	電話番号	019-696-2055
協力医療機関	医療機関の名称	盛岡赤十字病院
	所在地	盛岡市三本柳 6-1-1
	電話番号	019-637-3111

10. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「介護老人保健施設康楽苑 消防計画」に則り対応を行います。
近隣との協力関係	近隣の住民 15 世帯で防災協力会を組織していただき、非常時の協力体制を確保しております。
平常時の訓練	別途定める「介護老人保健施設康楽苑 消防計画」に則り年 2 回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を、療養者の方も参加していただき実施します。
防災設備	スプリンクラー・避難階段及び避難用すべり台 自動火災報知器・誘導灯・防火扉・屋内消火栓・消火器 非常通報装置・非常用発電機 カーテン、布団類等は防災加工品を使用しております。

11. 当苑ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会は御予約のうえ、原則午前 9 時から午後 4 時までにご利用いたします。なお、感染症等の流行状況によっては面会を制限する場合があります。また、午後 5 時以降に来訪される方は、夜間受付に申し出てください。
外出・外泊	外出・外泊は当苑の許可を受けてください。
喫煙・飲酒	敷地内禁煙となっているため、喫煙はできません。 飲酒は医師の許可を受けてください。
居室・設備・器具の利用	苑内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
所持品の確認	所持品については、お迎えに伺った際、または来所時職員が確認させていただきます。
金銭・貴重品の管理	現金・その他貴重品は、なるべく持ち込まないようお願いいたします。
外出・外泊時の医療機関等への受診	当苑に在籍中は、原則として医療機関への受診はできません。緊急を要する場合はこの限りではありませんが、必ず当苑に連絡をお願いします。
給食以外の飲食	当苑が提供する食事以外の飲食をする場合は、職員に申し出てください。
動物飼育	苑内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。

12. 禁止事項

当苑では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、療養者及びご家族等による「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

13. 苦情等申立窓口

当苑のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当苑の支援相談員までお気軽にご相談ください。

また、ご意見ポスト（1F 公衆電話の隣り）での受付もいたしておりますので、ご利用ください。責任を持って調査、改善、ご報告をさせていただきます。

なお、当苑以外では次の機関にも相談や苦情の申立ができます。

・盛岡市介護保険課	019-626-7562
・国民健康保険団体連合会	019-604-6700

14. 第三者による評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	1. あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1. あり 2. なし
	②. なし		

15. その他

パンフレットを用意しておりますのでご請求ください。

<別紙2>

個人情報の利用目的

(令和3年4月1日現在)

介護老人保健施設康楽苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設短期入所療養介護 利用同意書 (介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設康楽苑を入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款及び別紙１、別紙２を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

☐ 私は、見守り機器等テクノロジーの設置に同意します。

令和 年 月 日

＜利用者＞

住 所

氏 名

＜保護者＞

住 所

氏 名

電話番号

(続柄)

＜連帯保証人＞

住 所

氏 名

電話番号

(続柄)

介護老人保健施設康楽苑

施設長 松田 壯正 殿

【本約款第５条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第９条１項、利用者の主治医】

・主治医氏名	
・医療機関の名称	
・所在地	
・電話番号	

【本約款第９条３項緊急時及び第１１条３項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	